

物品調達等競争入札参加有資格者名簿登録業者の皆様へ

(茨城県物品調達等登録業者指名停止基準改正についての重要なお知らせ)

茨城県会計事務局

「茨城県物品調達等登録業者指名停止基準」の一部改正について

茨城県では、入札談合等による指名停止期間満了後における再発防止の徹底を図るために、再犯事業者に対するペナルティの強化を目的とした「茨城県物品調達等登録業者指名停止基準」の一部改正を、平成24年4月20日付けで行い、施行しましたのでお知らせいたします。

登録業者の皆様におかれましては、趣旨を十分に御理解いただきますとともに、法令順守に努められますようお願いいたします。

記

○贈賄、独占禁止法違反並びに談合又は競争入札妨害容疑により茨城県が発注する物品・役務調達に係る指名停止の措置を受けた業者の方について、贈賄、独占禁止法違反並びに談合又は競争入札妨害容疑で再度指名停止措置要件に該当し加重措置を行う場合の期間を、現行の3年経過から10年経過に改めました。

加重措置とは、別紙「茨城県物品調達等登録業者指名停止基準別表(抜粋)」に掲げるそれぞれの区分において定めている「期間」の短期を2倍することをいいます。

なお、この改正は、平成21年4月20日以降に、贈賄、独占禁止法違反並びに談合又は競争入札妨害容疑で指名停止措置を受けた業者の方が対象になります。

<具体例>

平成23年5月1日に「4 独占禁止法違反行為」で茨城県から12ヵ月の指名停止を受けた。

(改正前)

3年を経過するまで

H26.4.30 まで

(改正後)

10年を経過するまで

H32.4.30 まで

贈賄、独占禁止法違反並びに談合又は競争入札妨害容疑のいずれかで再度指名停止を受ける。

(指名停止期間：12ヵ月×2倍 → 24ヵ月)

(別紙)

〔茨城県物品調達等登録業者指名停止基準別表（抜粋）〕

区 分	措 置 要 件	期 間
3 贈 賄	1 次のア、イに掲げる者が本県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の役員若しくはその支店及び営業所（常時物品の買入れ等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（以下「役員等」と総称する。）	1 5か月以上2 4か月以内
	イ 有資格業者の使用人でアに掲げる以外の者（以下「使用人」という。）	1 2か月以上1 8か月以内
	2 次のア、イに掲げる者が本県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 役員等	1 5か月以上1 8か月以内
	イ 使用人	1 2か月以上1 5か月以内
4 独占禁止法違反行為	3 次のア、イに掲げる者が本県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
	ア 役員等	9か月以上1 2か月以内
	イ 使用人	6か月以上 9か月以内
5 談合又は競売入札妨害	1 県が行った契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から 1 2か月以上2 4か月以内
	2 県内の契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から 1 2か月以上1 8か月以内
	3 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から 6か月以上1 2か月以内
1 県が行った契約に関し、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 1 2か月以上2 4か月以内	

	2 県内の契約に関し、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12か月以上18か月以内
	3 有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくはその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 6か月以上12か月以内